

議案第47号

損害賠償の額を定め和解することについて

令和4年2月15日、養父市広谷地内において発生した養父市立養父体育館の屋根からの落雪による自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

1 損害賠償の額

損害賠償額 253,000円

2 相手方



議案第48号

損害賠償の額を定め和解することについて

令和4年2月15日、養父市広谷地内において発生した養父市立養父体育館の屋根からの落雪による自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

1 損害賠償の額

損害賠償額 245,300円

2 相手方



議案第49号

損害賠償の額を定め和解することについて

令和4年2月15日、養父市広谷地内において発生した養父市立養父体育館の屋根からの落雪による自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

1 損害賠償の額

損害賠償額 293,220円

2 相手方

